

③大村賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、北里大学特別栄誉教授大村智博士の2015年ノーベル生理学・医学賞受賞を記念し、北里大学大学院博士課程・博士後期課程（以下「大学院博士課程」という）を修了する学生の中から、卓越した研究業績を上げ、人物が優秀な者を表彰して、将来有為なる科学人の育成、研究の活性化を目的とする。

(賞及び受賞者)

第2条 表彰は、「大村賞」とし、受賞者は大学院博士課程を修了する学生のうち、卓越した研究業績を上げるとともに、人物が優秀な者を表彰する。

(受賞者数)

第3条 大村賞の受賞者数は、各研究科及び学府において修了者10人につき1人とする。

(選考基準)

第4条 基本要件として、IF（インパクト・ファクター）付きの学術誌に、筆頭著者として英語論文が掲載又は受理された者とする。

2 大村賞の選考基準は、各研究科及び学府において別に定める。

(受賞者の決定)

第5条 受賞候補者は、博士論文、人物調査等の資料に基づき、各研究科にあっては研究科委員会、学府にあつては学府教授会で選考する。受賞者は学長が決定する。

(通知)

第6条 受賞者が決定したときは、本人及び保証人に通知する。

(表彰)

第7条 表彰は、原則として学位記授与式当日受賞者に対して賞状及び副賞（10万円）を授与する。

(受賞の取消し)

第8条 受賞者が、学則に著しく反する行為、あるいは北里大学の名誉を損なう行為のあったときは、受賞を取り消すことがある。

(資金)

第9条 本事業に必要な資金は、「北里研究所統合記念大村智博士学術基金」の運用により生ずる果実を充当する。

(事務局)

第10条 この規程に関する事務は、教学センター事務室が担当する。

(細則)

第11条 この規程の運用に関し必要な事項は、細則を定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、北里大学大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

2 平成29年度表彰までは、第4条第1項の基本要件を満たしていないても大村賞を受賞することができる。

附 則 （北学総第2019-09037号）

この規程は、2019年12月6日から施行する。